



みんなの  
法務部

2025年6月号

VOL. 15

# 月刊ブライト

弁護士法人ブライト みんなの法務部 事務所報



ドゥブロヴニクの城壁 撮影：代表弁護士 和氣 良浩

## 日常の「余白」が人生の豊かさを生む

代表弁護士 和氣 良浩

4月中旬、クロアチアを訪れました。片道約24時間という長い道のりを経てたどり着いたこの国での9日間は、日々、分割みのスケジュールに追われる私にとって、時間の流れそのものが価値であることを認識させてくれる貴重な体験となりました。

目的地は、アドリア海に面した古都・ドゥブロヴニク。要塞都市として栄えたこの街には、中世の趣が色濃く残り、上の写真のように石畳や城壁、赤い屋根の家々が織りなす風景が、まるで時が止まったかのような静けさをたたえていました。合理性や効率ばかりを追い求める日常とはまるで別世界。日々とは違う「ゆっくりとした時間」が、心を豊かにしてくれるのだと実感しました。

さらに足を延ばし、世界遺産にも登録されているプリトヴィツェ湖群国立公園へ。丸一日かけて自然の中を歩く体験は、体力的には決して楽ではありませんでしたが、若いうちにこそ感じ取れるものがあると強く思いました。日常を離れて自然と向き合う——これもまた、大きな「余白」の一つです。

### 仲間と過ごす、深い時間

また、今回は経営者仲間との旅ということもあり、普段は仕事の話しかでき

ないような関係でも、長い時間を共に過ごす中で、価値観や人生観について語り合える瞬間が生まれ、自身の視野もぐっと広がったように感じています。仲間と語り合い、美しい景色に癒されることで、私自身の内面にも「余白」が生まれていくのを感じました。

### 仕事を離れて見えたもの

片道約24時間かけた旅。9日間という長い日数。仕事や日常のタスクから離れるには、時間的にも費用的にも大きな「投資」が必要でした。しかし、その投資に見合う人生の「余白」は、確かにそこにありました。

合理性や効率を追い求めがちな日々の中で、あえて「余白」をつくること。それこそが人生を豊かにする本質なのではないか——。そんな気づきを与えてくれたクロアチアの旅でした。

### 情報セキュリティ研修の重要性について

パートナー弁護士 笹野 皓平

現代社会は情報通信ネットワークへの依存度が高く、サイバー攻撃やその被害が増加していることから、情報セキュリティの重要性が高まっています。これは企業経営の重要課題であり、経営者がリーダーシップをとって推進すべき事項です。

情報漏えい等が生じた場合、企業は被害者への損害賠償や法令違反による行

政指導・行政処分、業務停止、金銭的被害、レピュテーション低下などの大きなリスクを負います。情報を漏えいさせた従業員個人も、解雇等の懲戒処分、被害者・企業からの金銭請求、刑事罰などの大きなリスクを負うことになります。ランサムウェア攻撃により、基幹システム等が暗号化され、システム復旧費用等に多額の支出を余儀なくされた事例も報告されています。

### 「人」の意識と「研修」の重要性

情報セキュリティ対策では、技術的・組織的措置も重要ですが、ヒューマンエラーによるインシデントも発生してしまうため、情報セキュリティにおいて、一番危険なのは「人」だともいえるでしょう。情報を漏えいしない・させないために最も大事なことは、経営陣・従業員の皆さんの意識の持ち方を変えることです。

個々の意識を変え、適切な情報資産の取り扱いを行うためには、情報セキュリティ研修が重要です。研修では、情報セキュリティの意味や重要性、関連法令、従業員が気を付けるべきことを理解することが大切です。弁護士等の専門家が解説する研修動画なども役立ちます。

情報セキュリティに関する法令としては、サイバーセキュリティ基本法があり、その他さまざまな法律に規定が散在していますが、特に個人情報保護

法と不正競争防止法が重要になります。個人情報保護法は、個人情報の安全管理措置義務や漏えい等報告義務を定めており、不正競争防止法は、営業秘密の不正取得、使用、開示行為等を差止めや刑事罰の対象としています。営業秘密として法に基づく保護を受けるためには、秘密として管理されていること（秘密管理性）、事業活動に有用な情報であること（有用性）、公然と知られていないこと（非公知性）の3要件全てを満たすことが必要です。これらの法令遵守のためにも、研修による従業員の理解深化は非常に有効です。従業員は自社の情報管理ルールを把握し守ること、インシデント発生時に報告することが意識すべき点です。経営陣はそうした仕組みを導入し、きちんと徹底されているかをチェックすることになるでしょう。

現代社会において、情報セキュリティは単なる技術問題ではなく、企業経営における重要課題であり、従業員一人ひとりが当事者意識を持つべきです。経営者のリーダーシップのもと、従業員が重要性を理解し適切な行動をとるために、研修による継続的な意識向上が不可欠と言えるでしょう。弁護士法人ブライトは、顧問先クライアントに対しては、こうした研修などについても、個別にご相談を受けた上で、実施しています。

## 荷待ち・荷役等時間の記録義務化について

弁護士 山中 あい

「物流の2024年問題」をご存知ですか。物流業界では、ドライバーの長時間労

働の慢性化が以前から課題となっていましたが、働き方改革関連法の施行により、2024年4月から自動車運転業務における年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されました。これに伴い発生が懸念される、物流の停滞やドライバー不足、事故リスクの増加といった諸問題を総称して「物流の2024年問題」と呼んでいます。

### ドライバーの労働時間の「見える化」が必要に

こうした課題を解決するために、ドライバーの労働時間の「見える化」が求められています。たとえば、荷主側の都合で積み降ろしを待たされる「荷待ち時間」や、実際の積み下ろし作業にかかる「荷役等時間」といった、“見えにくい拘束時間”についても、正確な把握と管理が求められています。

従来、貨物自動車運送事業輸送安全規則により、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務する際には、運送事業者に対し荷待ち・荷役等時間の記録義務が課されていましたが、令和6年10月1日の規則改正を経て、令和7年4月1日からはその対象が、全ての事業用車両に拡大されました。

この改正により、運送事業者は、すべての事業用トラックについて①荷主の都合により30分以上の待機が発生した場合におけるその荷待ち時間や②荷役等時間について、開始・終了時刻など所定の項目を記録し、紙または電子媒体で1年間保存することなどが義務付けられました。

さらに、物流効率化法の改正により、2024年4月1日からは物流事業者だけ

でなく荷主側にも、積載効率の向上や荷待ち時間や荷役等時間の短縮について努力義務を課されることになり、トラックを待たせない工夫や効率的な物流手配が求められています。

これから物流業界では、運送事業者と荷主が協力し、荷待ち・荷役等時間の短縮や労働環境の改善に取り組むことが重要です。適正な労働時間管理と円滑な物流の確保という両立を目指しながら、「物流の2024年問題」を一つ一つ乗り越えていきましょう！

## 自然を満喫しました

アシスタント 谷口 美里  
ゴールデンウイーク、金剛山へハイキングに行きました。午前9時頃に登り始めると、早くも下山する人がおり、驚きました。

片道2時間ほどの道のりは整備され、家族連れや、ご高齢の方もたくさんおり、初心者でも安心して登ることができました。

澄んだ空気が体と心を洗い清めてくれるようで、日常の喧騒を忘れさせてくれます。山頂に到着した時の達成感はひとしおで、広がる絶景を前に、持参したお弁当を味わう時間は格別でした。

自然の中で体を動かし、美しい景色に触ることで、心身ともにリフレッシュされ、改めて、定期的に自然に触れることの大切さを実感しました。暑さが本格的になる前に、また別の山にも足を運びたいと思っています。

CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト

0120-929-739

【受付時間】平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。